

御前崎市研修センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、御前崎市研修センター条例（令和4年御前崎市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 御前崎市研修センター（以下「センター」という。）の利用時間は、午前8時15分から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(利用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により、センターの利用許可を受けようとする者は、御前崎市研修センター利用許可申請書兼許可書（別記様式。以下「申請書兼許可書」という。）を市長に提出しなければならない。

(利用の許可等)

第5条 市長は、前条による申請を許可したときは、申請書兼許可書を利用者に交付する。

2 利用者は、申請書兼許可書の記載事項を変更しようとするときは、利用日前日までに市長の許可を受けなければならない。

(使用料の免除)

第6条 条例第9条の規定により、使用料を免除することができるものは、次のとおりとする。

- (1) 利用者が国又は公共団体であるとき。
- (2) その他市長が特別な事由があると認めるとき。

(使用料の還付)

第7条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変等の利用者の責任によらない理由により利用ができなくなったとき。
- (2) 市の都合により利用許可を取り消したとき。
- (3) 利用者が利用日前日（その日が第3条に規定する休館日に当たるときは、その直前の開館日）までに利用を取り消したとき。
- (4) 市長が特別な事由があると認めたとき。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可しない施設、設備又は器具を利用しないこと。
- (2) 火気の使用又は喫煙は行わないこと。
- (3) その他職員の指示に従うこと。

(職員の入室)

第9条 利用者は、職員が管理上必要があると認めて当該施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年5月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条から第7条までに規定する利用の許可その他センターの利用に関し必要な行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

